

共通仕様書(建設関連業務)[測量業務] 新旧対照表

| 現行条文(平成30年10月) | | | | | | | 新条文(令和元年10月) | | | | | | | 改定理由 |
|----------------|---|-----|---|-----|----------------|--|--|------------------------|-----|---|-----|-----------------|--|------------|
| 章 | 節 | 条 | 項 | 項以下 | 章節条 (項目見出し) | 現行条文 | 章 | 節 | 条 | 項 | 項以下 | 編章節条 (項目見出し) | 新条文 | |
| 1 | | 105 | | | 測量の基準 | 測量の基準は国土交通省の定める「公共測量作業規程」(以下「規程」という。)第2条の規定によるほかは監督職員の指示によるものとする。 | 1 | | 112 | 5 | | 打合せ等 | 測量の基準は国土交通省の定める「公共測量作業規程」(以下「規程」という。)第2条の規定によるほかは調査職員の指示によるものとする。 | 表現の統一 |
| 1 | | 111 | 3 | | 提出書類 | 受注者は、契約時または変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。 なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、15日(休日等を除く)以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。 なお、変更時と完了時の間が、休日等を除き15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。 | 受注者は、契約時または変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。 なお、受注者は、契約時において、競争入札により調達される測量業務の調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。 登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に調査職員にメール送信される。ただし、変更時と完了時の間が、休日等を除き15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。 | テクリスシステム更新に伴う登録方法の記載変更 | | | | | | |
| 1 | | 112 | 5 | | 打合せ等 | 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスpons」※に努める。 | 1 | | 112 | 5 | | 打合せ等 | 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスpons」※に努める。 | 表現の統一 |
| 1 | | 114 | 1 | | 資料等の貸与及び返却 | 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。 | 1 | | 114 | 1 | | 資料等の貸与及び返却 | 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。 なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。 | 貸与時期の明確化 |
| 1 | | 129 | 3 | | 再委託 | 契約書第7条第4項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレイス、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成 _{作業} 、その他特記仕様書に定める事項とする。 | 1 | | 129 | 3 | | 再委託 | 契約書第7条第4項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレイス、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成 _{補助} 、測量機器等の貸借、その他特記仕様書に定める事項とする。 | 「軽微な部分」の追記 |
| 1 | | 140 | | | 新技術の活用について | 受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。 | 1 | | 140 | | | 新技術の活用について | 受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、調査職員に報告するものとする。 | 誤字の修正 |